

中野区教育委員会会議録 平成24年第2回臨時会

○開会日 平成24年8月31日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 1時45分

○閉 会 午後 3時00分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員等(9名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
経営室副参事(施設担当)	小山内 秀 樹

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 高木明郎

教育長 田辺裕子

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第34号議案 中野中学校新校舎建設に伴う電気設備等工事請負契約に係る意見について

第35号議案 中野中学校新校舎建設に伴う給排水衛生設備及びガス設備工事請負契約に係る意見について

第36号議案 中野中学校新校舎建設に伴う空気調和設備工事請負契約に係る意見について

[協議事項]

(1) 中野区立小中学校再編計画の改定について(学校再編担当)

[報告事項]

(1) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第2回臨時会
(平成24年8月31日)

午後 1 時 4 5 分開会

高木委員長

ただいまから、教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<関係職員の出席>

高木委員長

本日は、議決案件の第34号議案から第36号議案までに関連して、経営室副参事（施設担当）、小山内秀樹さんに出席を求めています。ご了承ください。

<日程>

高木委員長

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第 1 >

高木委員長

日程第 1、第34号議案から第36議案までの計 3 件を一括して上程いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、第34号議案「中野中学校新校舎建設に伴う電気設備等工事請負契約に係る意見について」、第35号議案「中野中学校新校舎建設に伴う給排水衛生設備及びガス設備工事請負契約に係る意見について」、及び第36号議案「中野中学校新校舎建設に伴う空気調和設備工事請負契約に係る意見について」、一括して説明させていただきます。

中野中学校新校舎建設工事請負契約につきましては、本年 5 月 25 日の教育委員会でご審議していただいたところでございます。これに引き続いて、今回、電気設備等工事請負契約、給排水衛生設備及びガス設備工事請負契約、空気調和設備工事請負契約を締結するに当たり、それぞれ地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められているところでございます。

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

初めに、第34号議案「中野中学校新校舎建設に伴う電気設備等工事請負契約に係る意見について」でございます。

1 ページをおめくりください。1の契約の目的、中野中学校新校舎建設に伴う電気設備等工事でございます。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約の金額、4億6,937万2,600円。4、契約の相手方、宮崎・初見・加藤建設共同企業体でございます。

次に、第35号議案「中野中学校新校舎建設に伴う給排水衛生設備及びガス設備工事請負契約に係る意見について」でございます。

1 ページをおめくりください。1の契約の目的は、中野中学校新校舎建設に伴う給排水衛生設備及びガス設備工事でございます。2、契約の方法、一般競争入札。3の契約の金額、3億450万。4の契約の相手方、さかえ・横山・栄幸建設共同企業体でございます。

最後に、第36号議案「中野中学校新校舎建設に伴う空気調和設備工事請負契約に係る意見について」でございます。

1 ページをおめくりください。1の契約の目的、中野中学校新校舎建設に伴う空気調和設備工事でございます。2、契約の方法、一般競争入札。3の契約の金額、4億8,825万円。4の契約の相手方、富士熱・渡邊・渡建設共同企業体でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

ごく基本的な質問というか確認で申しわけないのですが、中野中学校の校舎建設については、建設の——建築工事の契約というのはあると思うのですが、この給排水ですとか、電気とか、空調とか、そういうことについても、その中に当然含まれているようなイメージがあったのですが、こういうものは、また別に契約するということに法令上なっているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

法令上は特に規定はございませんけれども、それぞれの専門分野ですかね。建築は建築、設備は設備の、建築の専門の会社がありますので、そちらに委託して、要は高い技術力に基づいて、施工してもらうという方向で考えておりますので、別に契約を結ぶということでございます。

大島委員

ということは、全体を一つの会社に任せてしまって、その中でやってもらうというよりも、直接、中野区がそういう専門の会社と直接契約することで意思の疎通も図れるし、監督するとかいろいろな面でも、直接選んだほうが、利点があるというような考え方だと思っ
てよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。建築会社に、例えば一本で委託契約を結んだ場合、その建設会社のほうから、さらに再委託という形で設備とかの委託ということになりますので、そうすると中野区と再委託契約の会社との意思疎通が図られなくなってしまうという部分も確かにございます。その関係で中野区と直接、設備関係についても要は委託契約を結んで、意思疎通を図りながら施工していただくということになっております。

山田委員

今のと少し関連していることだと思うのですが、きょうの資料に基づいての一般競争入札で落札するであろう企業は全部、共同企業体ということになってはいますが、その共同企業体に任せるというメリットとデメリットがあるかと思うのですが、イニシャルコストですよ、これは。今後のいわゆるランニングと申しますか、メンテナンスの面で共同企業体ですと、どこが責任を負うのかというところが不明確なのではないかなという危惧をするのですが、いかがでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

共同企業体は、それぞれの企業の要は技術力を結集して、その作業に当たるということ
でございますけれども、この共同企業体の代表者が決まっております、例えば富士熱・渡邊・渡建設共同企業体ですと、代表者が富士熱学工業という形になっておりますので、その代表の企業を通して、こちらも意思疎通を図っていくというところでございますので、最終的には、その代表者ということにはなっております。

山田委員

そのおのおのの技術力を結集してもらってということは、一つのメリットではないかな
と思うのですが、やはりできた後で、いろいろのふぐあいが生じたり、メンテナンスの問題で、ここはどことのこと、そういう細分化するというのが、どうなのかなというの
がちょっと心配なのかなというふうに僕は思っているのですが、いかがでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

例えば何かふぐあいが生じた場合に、後々、いろいろな請求をしていくという場合ですが、共同企業体としては、今、存在していますけれども、将来的にはわからないというところも確かにございますけれども。

経営室副参事（施設担当）

私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、最初の大島委員のご説明にありました、まずJVのメリットということなのですが、まず、これにつきましては、まず入札に当たって、ある一定の金額を超えますと、発注形態について、包含工事と申しまして、建築、電気、機械、一緒にまとめてしまう発注方法、分離して発注する方法とございます。それで、ある一定の規模以下のものについては、どの工事が主体かということで判断をいたしまして、建築が主体の場合には建築がメインの発注の仕方をすると。ある程度、専門性の高い工事、金額が大きな工事になりますと、これを包含で出すよりも、専門業者の方の技術力をやはり使ったほうが、我々としてもメリットがあるし、管理もしやすい、品質管理もしやすいというところから、分離発注をお願いしているところでございます。

それと、あと共同企業体でやった場合、親会社が当然、メインになりますが、責任の分散については、3社共同でございますので、連帯責任ということで考えておりますので、例えば1社が仮に倒産したとしても、残りの2社でそれをカバーしていくとか、1社でカバーしていくとかということで、責任の存在は継続していくというふうに考えております。

山田委員

わかりました。そうしますと、この企業体というのは、実は、この工事を請け負うために便宜上、共同体を組んだというイメージですかね。JVというのは、それが終わった後の主たるところがメインとなってメンテナンスのことにかかわってくるという理解でよろしいのですね。

経営室副参事（施設担当）

そのとおりでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

飛鳥馬委員

第35号議案ですと、給排水とガスは一まとめになっておりますけれども、これは別々でない、一つのところに頼む。電気は電気、水道は水道、ガスはガスではなくて、これだけ

2種類になっているのは何かあるのですか。

経営室副参事（施設担当）

給排水とガス工事というふうで——まずガスについては、これは専門工事ですので、まず東京ガスさんにしか、まず発注できないというのがございます。それで、給排水は給湯工事等もありますので、それに伴うガスの配管工事等が必要になってくるので、給排水設備とガスは一体のものとして発注をさせていただきました。

飛鳥馬委員

工事の基本的なところ、電気も給排水もガスもそうかもしれませんが、一般的には個人の家庭ですと、メーターの外は東電がやるとか東京水道局、メーターの内側は各家庭とか、学校なら中野区がやるとか、そういう判断は、それはそれでよろしいのですか。そのメーターが境になって、外と内という工事の受け持ち範囲というか、費用の負担というのは。

経営室副参事（施設担当）

これは一般家庭と同じで、敷地の内、外で、工事の責任分岐点が分かれていますので、例えば給水を東京都の水道局から引く場合は、メーターのところまでは水道局、そこから中の内の引き込みは区のほうの工事でやるということで、ガスについても電気についても、あくまでも引込盤までが、東電であったり、ガス会社であったり。敷地内から引込盤から先の工事は全て区の業者がやるという形です。

飛鳥馬委員

例えば空調の工事ですと、空調に電気もかかわると思うのですが、電気工事というのは、「空調屋さん、はい、どうぞ。つけてください」というところまでは、電気の配線等は電気屋さんなのですか。空調は電気は余り関係ないのですか。

経営室副参事（施設担当）

こういう空調機の機械の本体の取り付けについては、空調の工事屋さんがやります。そこへの電源供給ということに関しますと、今度、これは電気屋さんの分岐点になりますので、本体がつけましたら、電気の供給は電気を担当する者が供給をするというようなこと。

また、空調でも水を使う場合があります。その場合には、水の冷媒管とって、水を供給する管については、設備工事屋さんが管を接続はしますが、水の給水については、これは給排水の業者さんの分岐点ということで、細かく仕様書の中に、どの工事については電気屋さんがやる、給排水がやる、ガス屋さんがやる、そういう区分表を設けまして、それに基づいて、それぞれが担当する自分たちの工事の内容について理解をして、総合的な調

整の中で工事を行っていくというような進め方を考えているところです。

飛鳥馬委員

最後に、もう1点、いいですか。こういう時代なので、万が一、震災等があったときの備えとして、例えば井戸が掘ってあるとか、自家発電が使えるようになっているとか、そういう配慮みたいなのはあるのでしょうか。

経営室副参事（施設担当）

今回、設備の工事に当たりまして、中野中学校の敷地内に防災井戸を1か所設置するというになっております。それと、また、これだけ1万平米を超える施設になっておりますので、一部、自家発電装置等も設置をして、そういった震災対応等も考慮しております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、第34号議案から第36号議案までの計3件を一括して、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第34号議案から第36号議案までの計3件を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

施設担当、小山内副参事、本日はご出席ありがとうございました。

どうぞ、ご退席ください。

以上で、議決案件の審査が終了いたしました。

<日程>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、非公開での協議を

予定しています。したがいまして、日程の順序を変更し、報告事項を先に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、報告事項を先に行うこととします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、前回の事務局報告、「区立小・中学校卒業生進路状況について」に関し、答弁保留のあった事項について、事務局から報告をお願いします。

指導室長

それでは、前回の教育委員会で、「区立小・中学校卒業生進路状況について」ということで、都立高校についてのご質問がありましたので、資料に基づいてご説明をいたします。

裏表になっている資料をごらんください。都立高校、昔は全日制と定時制、それから普通科、工業科、商業科とあって、単純な作りだったのですが、ここ10年くらい都立高校は大きな改革がありまして、複雑になっております。

まず表面のほうなのですが、まず全日制の課程があります。学年制と単位制という大きな二つのつくりに分かれております。

裏面をごらんください。裏面は、定時制それから通信制の課程、それから、下のほうに参考ということで、中高一貫教育校、高等専門学校という形で載っています。

定時制のところを見ていただきますと、学年制（夜間）、それから単位制。単位制の中も昼夜間とあって、定時制というのは夜というイメージがあるのですが、夜間だけではなくて、お昼——中には朝からやっている学校もあるという形になります。

この間のご質問で、不登校のお子さんがどこに行くかということだったのですが、その中で単位制の昼夜間のところに、総合学科（チャレンジスクール）と書いてありますが、これが不登校のお子さんたちを対象にした学校という形になります。六本木、大江戸、それから世田谷泉、それから稔ヶ丘——これは上鷲宮に昔の四谷商業、それが形が変わったという形でごいまして、こちらのほうでは不登校ですとか、あと高校の中途退学者も含めて、もう一回、学び直しをするというような形で教育課程を構えている学校でございます。

その他、いろいろ横文字の学校、表面のほうにはデュアルシステム導入校とか、エンカ

レジスクールとか、いろいろな形で、普通に進んでいって、ちょっとドロップアウトしたりだとか、とても学びに時間がかかるお子さんのためにということで、いろいろな形のメニューを用意しているのが現状の都立高校でございます。

以上です。

高木委員長

ご質問がありましたら、お願いします。

山田委員

資料をありがとうございました。実は都立高校、いろいろ変わったなというイメージはあったのですが、これほどまでに複雑だということはわかりませんでした。

そんな中で、例えば区立中学の指導に当たって、このことを説明するといいますか、児童・生徒に理解させるということに対しては、非常に大変だし、労力もかかるのではないかなど。現場ではどのようにされているのか、ご教示いただけませんか。

指導室長

これを調べるに当たりまして、やはり、こういう東京都教育委員会が保護者、児童・生徒向けに、『都立高校に入学を希望される皆さんへ』ということで、かなりのこれはページ数、50ページぐらいのもので、例えばQ&Aの形で、「科学技術高等学校というのはどのような学校ですか」ということで、かなり中の教育課程の中身も含めて説明がありますので、こういうようなものを使って、中学校3年生または2年生ぐらいから進路指導をしているかと思えます。

山田委員

それは実際には3学年ぐらいのところ、いろいろと説明をする。もっと前にする。いかがですか。

指導室長

そうですね。3年生になると、もうある程度、進路が決定してきますので、当然、その前の段階でということで、2年生ぐらいから説明をする時間を設けているかと思えますし、また、都立高校の場合は自己PRカードというようなものも、こういうのも書いて、自分はこれだけ日ごろ頑張っているのだというようなことも、ここの提出をするような入試制度もありますので、少なくとも2年生からはこういう指導をしている形になっています。

山田委員

もう1点。都立高校というのは、1人当たり1回しか受験できないというのは決まって

いるのですか、今でも。

指導室長

その詳しいところは、ちょっと済みません、調べておきます。

高木委員長

推薦に落っこって、一般を受けるということは可能ですが、同じ時期に2校を受けるのは基本できないと。ただ、推薦の枠が一時期、大きくなったのが、今、公立も推薦で安易に進学するのをやめようということで、都立はそうでもないのですけれども、神奈川県あたりはかなり絞ったりしています。

山田委員がご指摘されたように、非常に今、複雑になっていて、我々、大学・短大の側でもよくわからないし、中学としても多分、苦勞していると思います。

大島委員

いろいろな課程がありますけれども、つまり、それで決められた単位とかを取得していけば、高校卒業という資格が得られるということという理解でよろしいのでしょうか。

指導室長

基本的には、そういう理解で結構かと思います。

高木委員長

学校名が高等学校となっている学校を修了すれば、高等学校卒業になります。中等教育学校卒業の場合は、中等教育学校卒業になります。高等専門学校卒業の場合は高等専門学校卒業で、これは高校3年プラス短大2年のような教育課程になりますので、ですから、高等専門学校3年生の課程まで修了すると、高校卒業と同等ということで大学入学資格があります。

山田委員

実は、これは私たちの学校への関係なのですけれども、これだけいろいろな形態が出てしまっているので、学校への推薦依頼が来たときに、かなり戸惑うことがあるのですね。定時制なのか全日制なのかとか、三部制とかいうと、では、どこまで入れるのか。この子どもたちといつ会えるのかとか、実際、そういうことが起きていて。あとは、本当の進学校ですと健診は一日で済ましてくれとか、いろいろ制約が来るのです。900人近い生徒を内科1人では診れないではないとか、そういうことで、今、東京都教育委員会と東京都医師会と、かなりそういったことでいろいろもめていることは事実で、実際には、この地区にあるところの高等学校からは中野の医師会に推薦依頼が来るのですけれども、どんな学

校ですかとか、そういったことを聞かないと、先生方に応募していただけないという状況があって、多少苦勞している側面がございますし、もう一方では、産業医も置かなければいけないということなのです。産業医の資格を持った先生が学校の産業医として別に、学校医とは別枠でやるということがあって。兼ねてもいいのです。それは東京都教育委員会が産業医を置くと。要するに、教員のメンタルヘルスを含めたヘルスケアということで、そういった現場でいろいろ問題が起きているということもございます。報告でございます。

<協議事項>

山田委員長

それでは、次に、協議事項に移ります。

「中野区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

<会議の非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項、「中野区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の会議の場でまだ確定していない学校名を挙げて協議を進めると、区民に対する影響は非常に大きいものと考えられます。また、そのことによって公正な審議が保てないことなども考えられます。したがって、本件協議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開とし、その会議録についても、再編計画の改定素案が発表されるまでの間は、非公開としたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

それでは、これまでの協議を踏まえ、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

山田委員

新しくA案、B案、C案をご提示いただきました。私たちが今度の再編計画の中で原則的なところの議論としては、小中連携ということ視野に入れて、地域の連携も含めてということが大きな柱であると思っておりますし、そのためには通学区域の見直しをせざるを得なくなってくるということがあります。

もう一つ大切なことは、子どもたちの学力向上も含めた中での育ちの中では、ある程度の適正規模ということはあると思うのですけれども、なかなかどれを優先していいのか難しく、お示しいただいたA、B、C、例えば通学区域ということを目に置くと、BとCは小中学校の通学区域の整合性が図れていることにはなるのですが、一方では通学距離の問題、それから地域との連携の問題では、多少問題が起きてくると。

一方、A案では、通学区域の見直しをそんなにしないで、適正規模の学校をつくるという意味ではA案が適しているかと思うのですが、実際には小学校の何校かは中学校との整合性がなかなかとれてこない。非常に痛し痒しのところ。あと具体的なことでは、新たに誕生して、今度移転をしてくる中野中学校の通学区域をどのようにするかということも、一つの問題点でもあるかと思うのです。

なかなか、これがベストということは、チョイスが難しいのですけれども、そういった観点で事務局で作業をした中で、ご苦労された点を少しご披露いただければと思うのですけれども、いかがですか。

副参事（学校再編担当）

まず、A案、B案、C案、3案用意しました。

A案ですと、山田委員のおっしゃるとおり、大きな見直しをせずに、全ての学校において小規模化は解消されます。ただ、三つの小学校、具体的に申しますと、白桜小とそれから桃園第二小、それから平和の森小、この3校については二つの中学校に進学するという形になって、小学校と中学校の通学区域の整合を完全に図ることはできません。

B案とC案につきましては、全ての小学校と中学校の通学区域の整合を図ることはできるのですけれども、先ほど山田委員からもご指摘がありましたように、通学距離が少し長くなってしまいます。それから、全ての学校に向けて必ずしも小規模化を解消することができないといった問題があります。

特に我々が悩んだところは、前期の再編で中野中学校をつくりました。そこに関連している平和の森小、それから桃園第二小、ここについては、今回、小学校と中学校の通学区域を完全に図ると、中野中学校をいじった——統合したばかりの中学校についても、再度、通学区域について、もう一回見直しをしなければいけないという問題が出てきますので、そこはちょっと苦勞を、いかがかなというふうに考えたところです。

山田委員

ありがとうございます。具体的には、平和の森小学校の通学区域のところを中野中学のところに組み入れるのか、組み入れないかということが大きな問題かなと思うのですね。これは、B、C案では、平和の森は中野中学に組み入れることで、今の通学区域とかなり変わってくると。南北に長くなる。A案は現状のままにするという大きな違いがあると思うのですけれども、その辺で。

また、平和の森小が新たに今度、新校舎ができるのは先になるということで、ちょっとその辺もどうしたらいいのかなということを思うのですけれども。

副参事（学校再編担当）

小学校と中学校の通学区域の整合性は、もちろん図られるにこしたことはないのですけれども、A案では完全には図られませんが、先ほど申しあげました三つの小学校について、今まで二つの中学校に進学するというところで、今までの場合ですと、三つの中学校に進学する学校もあったとか、そういったことから考えれば、二つの中学校に進学することで済むということで、多少、整合性が図られてきたかなというふうに考えます。

では、小学校について今後どうするかという話になると思うのですけれども、それについては、この再編計画が終わった時点で、通学区域を再度見直すことによって、小学校、中学校の通学区域の整合性を図るということも考えられると思いますので、その時点でまた見直しをすることも可能かなというふうに考えております。

山田委員

弾力的に通学区域を例えば第1段階、第2段階というやり方も、一つの考え方ではないかなと私も思います。ただ、A案の場合に、新しくつくった小学校の二つが、中学校のところで分かれていくということについては、いたし方ないのかなと思いながら見ていたのですが、その辺も議論されたと思うのですけれども、いかがですか。

副参事（学校再編担当）

新しくつくった小学校の通学区域、二つに分かれてしまいますけれども、どうしても中

央部について入り組んでいる関係上、この三つの小学校について整合を完全に図ることは難しいかなというふうに思います。

大島委員

もう一つ、3案を見比べてみて、大きな違いかなと思うのは、啓明小学校の通学区域なのです。啓明小学校の通学区域をどっちに入れるかというか、A案は四中・八中の統合新校のほうに組み入れると。左側に組み入れるという案で、B案が緑野中のほうに入れるという案で、それで、そうすると四中と八中の統合新校というのがどこに来るかというので、この啓明小学校の通学区域の人たちは、大分変わってくる。例えばの話、統合新校の位置が四中にあるとすると、すぐ近くということにはなるわけですがけれども、逆に言うと西中野小や鷺宮小のほうの人たちは、ものすごく四中だと遠くなるし、逆に八中ですと啓明小のほうからだと遠いしと。だから、統合新校をどの位置につくるかによっても違ってくるななんて思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

四中と八中を統合しまして、統合新校の位置をどこにするか、まだ案としてお示しをしておりません。今、事務局でも検討しているところなのですけれども、この通学区域がかなり広がりますので、四中と八中、いずれにおいてもかなり通学路が長くなる、遠くなる場所が出てくるというふうに考えております。

この地域につきましては、四中と八中のほかに小学校の統合ということもございます。小学校の校舎を利用しまして、そこに中学校の統合新校をつくるといったようなことも含めて考えたいなというふうに思っております。そこら辺のことをいずれ資料としてお示しをしていきたいというふうに考えております。

山田委員

確認ですけれども、校種にかかわらず統合新校の位置を決めていく。小学校は小学校ではなくて、中学校が中学校ではなくて、もしかしたら小学校の跡地に中学校の統合新校をつくることもできるという考え方でよろしいですね。

副参事（学校再編担当）

小学校の用地、中学校の用地、それぞれ特定されているものではございませんので、条件が許せば小学校の用地を中学校として使う、逆に中学校の用地を小学校として使っていくといったことも可能かというふうに考えております。

高木委員長

今の啓明小学校の通学区域なのですが、環七と早稲田通りの交差点——大和陸橋でしたっけ——のところの東南側のところって啓明小学校なのですよね。A案、C案だと、四中・八中は統合新校。例えば仮に八中だとすると、ものすごく遠いですよね。B案だと緑野、これもものすごく遠いですよね。中野中学校は目と鼻の先ではないですか。ただ、ここの環七の東側を例えば平和の森小ですとか緑野小に振ってしまうと、啓明が小規模化してしまうということですかね。

副参事（学校再編担当）

その地域なのですけれども、確かに啓明小の学区は環七の東側に設定されています。四中の通学区域は、ちょうど環七で切れている形になります。中学校のほうで切ると、環七で通学区域の設定ができるということになるのですけれども、そのかわり啓明小学校の学区がかなり小さくなってしまいますので、啓明小学校の適正規模という問題が生じてくるというふうに考えています。

高木委員長

町会としては、例えばこの大和陸橋の付近のところが野方1丁目なので、逆に言うと町会としてはちょっとはみ出るような感じなのか、それとも行政区としてはそうだけれども、伝統的な町会としては、大和町会のほうに近いということですか。

副参事（学校再編担当）

この部分の町会なのですけれども、実は環七ができたのがオリンピックのころだというふうに聞いております。町会はそれ以前からあったところなので、その部分を含めて、昔の道路で分けられていると。

高木委員長

小学校区のほうは、旧町会を踏襲というか尊重した区割りになっているということ。

副参事（学校再編担当）

そのとおりです。

山田委員

今の地区を少し具体的に考えてみたのですけれども、私がちょっと見ていたのは、四中と八中を統合して、若宮小の位置にする。若宮小は比較的校地が広いので、可能かなと思うのですね。そうしますと、八中があきますので、鷺宮小と西中野小を八中に持ってくる。大和小と啓明小のところは四中に持ってくる。中学校を一つの校区と考えて組み合わせていくという考え方を主として見た場合に、大胆にやることができれば、そういうことも可

能。四中と八中の統合は、ある程度、避けられないということの小規模化ですので、どちらも。それはなるだけ可及的速やかということになると、ちょうど真ん中に位置している校地がありますので、という考え方はいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

事務局でも検討しております、四中と八中のちょうど中央の位置あたりに、若宮小がございます。若宮小は小学校としては比較的広い小学校ですので、中学校としても活用できるかなというふうに考えております。

山田委員

その場合にはかなり、この学区でいくと統合新校の規模が大きくなり過ぎてしまうことも懸念される。そのときに小学校の学区域を少し見直さなければいけないのかなということはあるのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

副参事（学校再編担当）

四中と八中の学校の規模ということでしょうか。

山田委員

はい。

副参事（学校再編担当）

四中も八中も中学校としては、それほど大きな規模の学校ではございませんので、四中と八中を統合しても、中学校として規模が大きくなり過ぎるというふうには考えておりません。

高木委員長

私も今、小学校までは考えていませんでしたが、今、山田委員から発言があったような、四中・八中の統合新校、若宮小というのはあるのかなと思っていたのですね。それを見たときに、A案、B案、C案はそうなのですけれども、北中野中学校の新青梅街道の北側のところが、小学校の上鷺小のところで区割りになっていますけれども、北中野中はもともと大きいのですけれども、そこは例えば新青梅街道のところで、上は全部、北中野中でもいいのかななんて、ちょっと。そうすると、その分だけ四中・八中の統合新校とここはちょっと狭くなりますよね。あるいは、鷺宮2丁目のところを、統合新校がどこに行くかによりますけれども、場合によっては緑野中のほうが距離的に近いので、なので、新青梅街道はそんなに渡りづらい道路ではないのですけれども、そこから上は割り振って、少し整地するではないのですけれども、そういうのもあるかなとちょっと思ったのですが。

副参事（学校再編担当）

基本的に小学校と中学校の通学区域を合わせるに当たりましては、なるべく小学校の通学区域を基本にしまして、中学校のほうを合わせようということで、今のところ考えております。したがって、現在、示したような形で線を引いております。細部につきましては、それぞれの小学校、中学校のこれからの想定される人数、そういったことを考えまして、通学区域の変更をするということは考えられると思います。

高木委員長

そうですね。細かいと言ってしまうと、住んでいる方にすごく失礼になってしまうのですが、小学校の統合新校の位置によっては、やはりこっちの小学校のほうが圧倒的に近いので、幹線道路も横断するというケースが出てきた場合は、少しそこら辺は見直しをして。なるべくやはり指定された区域が、その指定された学校に行くのが合理的かつ安全というように、なるべく100%は無理でも、今回したほうがいいのかと思っております。

前回の教育委員会で、小中連携教育の他区市の主な状況というところを指導室長から報告をしていただいて、それを見ますと、小学校、中学校の校区がほぼ一致しているところというのは余りないというか、なくてもやっていけると。ただ、その場合に、グループというのですかね、グループをきちっと決めてやっているようなところがうかがえたと思うのです。

今回のA案につきましては、現行で一つの小学校から3校も4校も行っているようなところがなくなりまして、基本的には1校もしくは2校、二つの中学校に校区としては分かりますので、そうすると教育委員会として、大体、一つの中学校に対して小学校2校ないし3校のグループをつくっていくことは可能なのではないのかなと思うのです。

そうすると、通学区域の整合性ということ、100%にならないまでも、連携教育の推進ということに関しては、そんなに支障がないのではないかなと想像するのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

指導室長

そうですね。おっしゃるとおりで、理想を言えば、きちっと一致することが理想なのですが、なかなか校区だけの話ではなくて、やっぱり通学距離だとか、いろいろなことが関係してきますので、極端に1校から三つ、四つの中学校に行くということは避けたい、小中連携を進める上で避けたいのですが、A案を見てみると、それほど複雑にはなっていませんので、小中連携のあり方のほうで、そこを修正したり、補ったりすることは可

能かというふうに考えます。

高木委員長

あと、もう1点、指導室長に聞きたいのですが、A案に対してB案、C案を比べますと、A案のほうが割と校区がきちっとした形をしている。実際は、校区の真ん中に中学校があるわけではないのですが、一般論として縦長の校区というのは何かデメリット、あるいは逆L字型の校区というのは何かデメリットがあるのですか。それとも、そんなには別にないのですか。難しければ、特にないですでもいいですけども。

指導室長

小学校の子どもは、1年生から6年生まで非常に発達段階の幅が大きいですよね。中学校になると、それが大分、中学校1年生と3年生の違いというのはそれほどないです。体力的な差もそれほど大きくないですから、そういった意味では、ある程度の通学距離というのは対応することはできるかなというふうには思いますが、先ほどご意見にもありましたが、目の前に、近くに中学校があるのに、すごく離れたところに行くというのは、保護者がその辺をどうとるかというのは、いろいろなとり方があるだろうなというふうに思います。

大島委員

また、ちょっと別の場所のことを言ってしまって申しわけないのですけれども、三中と十中と五中ということについて。A案は、五中はそのまま残して、三中と十中に統合新校をつくるという案です。それで、この場合、中野5丁目ですね。ちょうど真ん中あたり。中野5丁目のところは、A案では中野中学校の校区に入っていると。B案とC案は、三中・十中で一つ統合新校をつくるのと、それから、三中と五中でまた一つ統合新校をつくると、こういうやり方で。それで、今言った中野5丁目のところは、いずれも三中・十中の統合新校のほうの通学区域に入っている。B案、C案は、それで共通で、A案と違うところだということ。

今、高木委員がおっしゃった、形が比較的整っているというようなことから言うと、A案は中野5丁目のところも入っているんで、割と四角い形に中野中の校区がまとまっている感じ。それで、その右側のところに三中・十中の統合新校の校区と。こういうふうになっているわけなのですけれども。

三中・十中あるいは三中・五中の統合新校をどこにするかということでも、通学距離とか違ってくるので、それがはっきりしないとイメージしづらいというところもあるのです

けれども。その辺の状況はまだ決まっていないわけですよ。

副参事（学校再編担当）

統合新校の位置をどこにするかについて、今、事務局で検討しております。まだ、資料としてお示しをしておりません。要求によってお示しをしたいというふうに考えております。三中・五中・十中のブロックにつきましては、統合新校の位置をどこにするかですので、非常に悩ましい問題で、事務局としても、今、考えているところです。

中野5丁目の部分につきましては、通学区域の形の問題もありますけれども、さらに、この部分の中野中学校の学区域なので、前期の再編で中学校の通学区域をつくったばかりのところですので、A案の形が今の中学校の学区域の合っているということで、B案、C案はなかなか難しいところがあるのかなというふうに、事務局としては考えているところです。

山田委員

今、大島委員がご指摘されましたように、今回の再編計画で一番難しいのは、三中、五中、十中のところの校区をどのようにするかというのは、非常に悩ましい問題で、実は前期の計画で発表したときも、ここは非常に難しいので、ある程度、先に延ばした経過もあるのです。実際に、ここは非常に悩ましいのですよ。全ての中学が、どちらかというところ、川沿いの区境のところであって、どれもそんなに規模として、校区もそんなに大きくないという実情が如実にあらわれているのです。

例えばここに付属している小学校も、南のほうでいけば、谷戸小、塔山小、桃二小という三つ、北のほうを見ると、新井小、上高田小、それから、統合新校の白桜小というような組み合わせで、三校ずつで考えれば、中学は二つあればいいというふうに思うのですが、果たして中学の位置をどこにするかというのは、非常に悩ましいと思うのです。

その中で特に白桜の取り扱い、ここも通学区域がどうしても中学へ行くときに分かれてしまうということがあって、それもまた悩ましい問題かなと思って、幾らこれを眺めてみても、なかなかいい結論が出ないというのが、今の現実の問題かなというふうに思います。

この三中、十中、五中、校区はそんなに変わらないのでしたっけ。もう一度、確認ですけども。

副参事（学校再編担当）

三中、五中、十中のブロックなのですけれども、今回、小学校と中学校の通学区域の整

合を図るということで、十中の通学区域のうち、青梅街道から南の部分、小学校で言えば桃園小とそれから向台小の通学区域の部分、この部分を二中のほうに変更します。ですので、十中の通学区域がかなり小さくなります。ということで、A案では、十中と三中の統合で一つの中学校として成り立つ。五中は通学区域を一部変更すれば、それで中学校としてできるのではないかというのがA案です。

高木委員長

B案、C案で言いますと、大島委員から指摘があった5丁目、例えばスマイル中野のあたりから、統合新校の位置が仮に十中だとすると、延々、歩いて、中央線を越えて、山手通りを越えて行くような形になって。統合新校の中野中、目の前ですよ。さっき以上に目の前ですよ。ちょっとつらいかなと。

あと、仮に三中、五中の統合新校を三中の位置に置いたとすると、沼袋の駅の南口を出たあたりから三中まで行くのです。2.78キロ——3キロ近い直線ですし、ここはジグザグに行かないといけない。どう考えても、緑野中、中野中のほうが、3校より近い学校があるというのは、ちょっとやっぱり現実的にはだれも通わないかなという気がしますので。

確かに、小学校区、中学校区の整合性はすごく重要だと思うのですが、やはり中学校区として、ある程度、住んでいる方が、妥当な区割りをしていかないと、校区は切ったけれども、そこに通わないということになってしまうのではないのかなと思います。

山田委員

その質問の確認ですけれども、中学校の校地ですね。校地面積は、三中、五中、十中、大体、同じ。三中が少し小さかったようなイメージですけれども、どうでしょうか。

副参事（学校再編担当）

三中が若干小さくなります。

高木委員長

三中が9,000平米ぐらいで、区内で今、一番狭いですね。十中が1万ちょいですね。五中が1万2,500。ただ、校地の形もありますから、一概に面積だけでは判断できませんが。

教育長

三中は川に一番近くて、傾斜地でもあるので、今後、校舎を建てかえるときも、それなりに工夫しないと、校舎の面積、延べ床面積を確保するのは、かなり難しいという土地柄ですよ。

高木委員長

土地の周囲として、十中は多分、高層化が可能なエリアだと思うのですが、三中というのは住居専用地域ですかね。

教育長

第一種中高層住居専用地域です。

高木委員長

では、10メートルの高さ制限がある。

大島委員

これは現実に考えているということではなくて、参考までになのですけども、新井小とか上高田小とか白桜小のどれかを中学校として使うなんていうことは、面積的にも無理なのですよ。

副参事（学校再編担当）

新井小と上高田小ですか。

教育長

新井小のほうが広いと思うんですけども。

副参事（学校再編担当）

新井小が9,000平米ですね。上高田小が7,700平米です。

高木委員長

五中が1万2,545。三中が9,006。

教育長

今、いろいろ議論していただいて、委員さんの皆さんの感触として、B案、C案よりはA案のほうがよりベターであろう。ベストではなくてもベターであろうということだと思います。小中学校の通学区域を完全に一致するというのも、なかなか難しいかなど。理想は一致が一番いいのでしょうけれども、それについては先ほど指導室長が申しましたように、小中連携のソフト部分で、さまざま工夫をしていくということとか、それから、二つにまたがる学校についても、それほど、今までよりも学校の関係の数が少なくなっていくというようなことで、一定の整理はできるということだと思うのです。

今、最後のほうで議論していただいたのは、学校の位置をどうしていくかということになると思いますので、きょういただいたご意見で、学校の位置を事務局としてどこがいいのかというようなことを議論、内部で検討させていただいて、学校の位置の、統合新校の位置のわかる資料をもう一回、次回以降、つくらせていただきたいなというふうに思っ

おりますが、いかがでしょうか。

山田委員

冒頭に発言しましたように、今、教育長がおっしゃったように、小中連携という視点からは、通学区域はなるだけ一致させたい。ただ、中野という土地が南北に長い土地柄ですから、なかなかそれは全てが全て、整合性がとれないということであれば、指導室がおっしゃっているように、ハードの面はある程度、このぐらいで置いておいて、ソフト面でいろいろ工夫をするということでクリアできるかなと。

あとは、私たちが最初に手をつけたように、適正規模ということが大切ということになると、B、CよりはA案のほうがよりそれに近いというか、適正規模は保たれるということであれば、A案を基本ベースとして、今後はその中の、どのように統合新校の位置を決めるかという作業に入っていけるのではないかなと思います。

教育長

あと、これは私の意見ですけれども、中野区として、今、教育委員会のほうで議論している中では、小中の通学区域の一致というのが望ましいということは、皆さん、異論のないところだと思いますので、これが今後、何年間かけて、この形にしていくのかということはあるとは思いますが、最終的に今回の統合が終わった段階で、可能であれば、今、通学区域が分断している学校について、さらに一致ができないかと、その時点で一致ができないかという検討、追求をしていくというようなことは、引き続き必要かというふうにも思います。それがどこまでできるかというのは、今の段階ではなかなか難しいのですけれども、その追求もしていく必要はあるかなと思っています。

大島委員

そういう方向性は、私も全然異存はないのです。それで、先ほどちょっと山田委員のおっしゃられたことで、四中と八中の統合、若宮小の位置、どうなのかということ。それから、西中野小と鷺宮小の統合新校を八中に持ってきたらどうかとおっしゃって。啓明小と大和小を統合して四中とかって、最後にちょっとおっしゃったような。ただ、今までの事務局からの案ですと、啓明小がどこかと統合というのはなかったと思うので、それはどうなのですかね。

副参事（学校再編担当）

事務局としまして、今、検討しているのは、大和小学校は若宮小と統合するということかどうかというのが中後期の計画で出ていましたので、大和小と若宮小の統合は考えてお

ります。

啓明小につきましては、先ほどの通学区域を確保すれば、今回、統合はしないので単独で成り立つ学校の基準には達しますので、そのままということでもよろしいのかなというふうに考えているところです。

山田委員

私が発言したのは、最終的な、一番最初にやるべきことは、四中と八中を統合した統合新校の位置をどこにするかによって、そこに付随する小学校をどうするかということの一つの案として、おっしゃるとおり若宮小のところにもしつくとすると、若宮小・大和小というのは、もともと統合の話があったわけですから、では、大和小を今度どうするのかという話になってくるのかなということで、とりあえずは核となる中学の位置を決めませんか、小学校がどうなるかというのは難しい話だなと思って。もし、そういうことがあれば、そういった案もありますよということであって、やっぱり四中・八中の統合新校で一応、やっぱり検討すべきだなということでもあります。

高木委員長

例えばその過程の中で、統合新校って、どうしても校区が広がってきますよね。そうすると、では、少し大和小・若宮小の統合新校の東側を削って——そういう言い方はちょっと、住んでいる方に対して大変失礼ですけれども、啓明小のほうに、もしそこら辺で内的に啓明小のほうが、新統合校が近くなるとか、なんかわからないですけれども、あったら、その部分を、やっぱり環七をまたぐところは、その就学・進学を見据えて分けるとかという選択肢も出てきますので。そこは、基本は大きな中学校区をバランスよく配置するというのと、あと小学校、中学校の連携教育でグルーピングをきちっとできるということが担保できれば、私も基本、A案で考えて、あとは教育長や山田委員が指摘されたように、まず中学の統合新校をどうするのかを、ある程度、目鼻をつけて、それで小学校の位置を見て。そうすると、このエリアではこっちの小学校、中学校のほうになるけれども、これでいいのかという作業をやっぱり何回かやるような形かなと思うのですが。

教育長

今、議論していただいたような内容で、先ほど申し上げたように、統合新校の位置をどこに持っていくかということで、事務局でも再度整理をして、次回、資料を出させていただきたいと思います。

それから、前回、小中の連携については、指導室のほうから考え方のイメージ図みたい

のを出させていただきましたけれども、教育委員会で取りまとめた再編の考え方の中では、地域との連携のあり方ですとか、それから、校舎の改築・改修の考え方なども、あわせてお示しするような内容の考え方で盛り込んでいますので、この検討と並行して、そうしたことも視野に入れながら、今の課題についても検討していかなければいけないと思っていますので、大体、中学校区の大まかな位置が決まったというか、まとまりつつあるという段階では、再編の手順、スケジュールも出しながら議論していただくと、連携でありますとか、改築・改修ですとかということも見えてくると思いますので、そうしたことも次回、お示しをさせていただければと思います。

高木委員長

1点だけ質問があるのですが、前回の配付資料で、平成24年度推計による「児童・生徒数及び学級数比較表 通常学級」という資料が配付されたと思うのですね。その中でA案の場合は、白桜小学校というのは、校区は従来のもので変わりはないのですよね。児童数がかかりふえるような推計になっているのは何ですか。

副参事（学校再編担当）

A案につきましては、上高田小と新井小の統合ということを考えておきまして、それに伴いまして、現在の上高田小の通学区域の一部、これを白桜小の通学区域に変更しますので、その分で児童数、それから学級数がふえるということになります。

高木委員長

B案、C案の405で変更がないのですけれども、そういうことなのですか。

副参事（学校再編担当）

B案、C案についても、上高田小と新井小の統合を考えておりますので、同じように上高田小学校の通学区域の一部が白桜小に入りますので、その分で児童数、それから学級数がふえるということになります。

具体的に言いますと、上高田2丁目、3丁目の部分に赤線が引かれてくると思うのですが、現在はその右側にある黒い線、ここが白桜小と上高田小の通学区域の境です。これを上高田2丁目と3丁目につきして、白桜小のほうに変更しますので、その部分で児童数、学級数に変更が来るということになっています。

高木委員長

A案、B案、C案共通で、白桜小が広がっているということですね。

副参事（学校再編担当）

そのとおりです。

山田委員

これからの議論の進め方ですけれども、教育長もおっしゃっているように、委員長もそうですけれども、とりあえずは中学校の核となるものの位置を決めて、それから小学校についての統合再編だとかは、その次にまた考えていかないと、どうも話がかみ合っていないといいますか、整理ができないといいますか、そういう方向性でよろしいのでしょうか。確認ですが。いいのですよね。

高木委員長

それで、はい。

山田委員

それから、もう一つ。これは、今年度の私たちが取り組む再編の計画は、どこまでをもむのか、それも大きな課題だと思うのですね。この後では、例えば築50年を迎えるとか、財政フレームとか、いろいろ出てくるので、ある程度のグランドデザインぐらいまでのところで抑えて、ある程度のところをお示しするというところまででよろしいと僕は思っているのですけれども、それでよろしいですか。

教育長

一つ一つ大きな課題があるのですけれども、まず改修・改築の件につきましても、再編によって校舎として使用しない学校については、改築のときの仮校舎の使用というようなことも考えられますし、それから、再編対象にならなくても、もう築50年を超える学校も出てきていまして、その学校の改築も考えていかなければいけないというようなことがありますので、再編計画を検討する中で、新たな課題が出てくる、新たな見えてくるものというのがあるわけで、改築・改修については、やっぱり改築や改修の考え方を示していかないと、改築して、その後再編したらという話にもなってしまいますので、行きつ戻りつするという事は難しいと思いますから、今、ここで、だんだん見えてきたものによって、改築や改修の考え方も整理をしていきたいと思っています。

ただ、具体的にそれを何年間でどういうふうやっていくのかとかいうことについては、山田委員がおっしゃるように財政のこともありますので、今年度は考え方までをまとめて、その後、財政当局やそれから施設担当などを入れた、全庁の組織の中で検討する必要もあるかというふうに思いますので、そんな段階で進めていきたいと思っています。

あわせて、小中連携や地域との連携についても考え方をお示しをさせていただくという

ことに――考え方というのは、ある程度、具体的なものは出しますけれども、その実行プログラムというのですか、それについてはそれ以降の課題というふうに考えています。

高木委員長

よろしいですか。

それでは、中野区立小中学校再編計画の改定につきましては、本日の協議内容を踏まえ、今後さらに協議を進めたいと思います。中学校をイメージした統合新校の位置がわかるような資料と、あと再編のスケジュールがわかる資料を含めて、事務局のほうは準備をお願いいたします。

高木委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回臨時会を閉じます。お疲れさまでした。

午後3時00分閉会